

磐田市告示第 313 号

指定公金事務取扱者として指定したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 1 日

磐田市長 草地 博昭



1. 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
磐田市村づくり推進協議会
磐田市大原 1654 番地 1（磐田市於保農村婦人の家内）
2. 指定公金事務取扱者に指定をした日
令和 8 年 6 月 1 日
3. 指定公金事務取扱者に納付させる歳入
於保農村婦人の家 複写機使用料及び施設使用料
4. 指定公金事務取扱者に指定をした期間
令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 4 月 5 日